

※ 調査票の様式を当協会ホームページ (<https://www.okayama-kei-kyo.jp/>) よりダウンロード出来るようになりました。ぜひご利用ください。

2023年6月5日

会 員 各 位

岡山県経営者協会

定期賃金調査ご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は当協会の事業につきまして格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、定期賃金調査を別紙のとおり実施し、会員各位のご参考に供したいと存じます。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、ご回答を下さいますようご協力お願い申し上げます。

敬具

<記入表について>

調査月日：2023年6月分とする。

調査対象：原則として全常用従業員を対象とする。

ただし、役員、執行役員、役員兼務の管理職、嘱託、定年後再雇用者、臨時従業員、契約社員、パートタイム労働者は除く。

※1 区 分

「事務・技術労働者」とは、管理、人事、経理、営業、技術、研究等の部門に従事する労働者をいい、「作業労働者」とは、上記「事務・技術労働者」以外の労働者で、主として物の生産が行われている現場に従事する労働者をいいます。なお「事務・技術労働者」と「作業労働者」の区分が困難な場合は「事務・技術労働者」に入れて下さい。

※今次調査（2023年6月分調査）より、男女別の区分は廃止いたします。

※2 所定労働時間内賃金

所定労働時間内勤務に対して支払われるすべての賃金をいいます。

以下、調査表の※2・3の各項目については、支給した金額の総額を記入して下さい。また、※4の年齢・勤続年数・扶養家族数については、支給人員数の総合計を記入して下さい（総合計の記入が難しい場合は平均値でも結構です）。

（裏面に続く）

***1 基本給**

- (イ) もっとも基本となる賃金です。例えば本給、能力給、年齢給、勤続給、職務給、職能給、役割給、役付手当などの合計を記入して下さい。
- (ロ) 基本給の中から役付手当のみをとり出し「役付手当」欄に記入して下さい。

***2 生活補助的賃金**

家族手当、地域手当、住宅手当、通勤手当（賃金として計上しているもの）など生活補助的な手当を一括して記入して下さい。ただし支給条件の定めがなく、全員一律に同額支給している場合は基本給に含めて下さい。

***3 能率給・奨励給**

個人、団体を問わず生産能率などに基づいて支給する賃金（能率手当、生産手当など）を記入して下さい。なお毎月変動のある場合、または月単位で算出できない場合は、過去6カ月の平均実績に基づいて算出して下さい。

***4 その他の賃金**

特殊な勤務に対して支給する手当（販売手当、技能手当、外勤手当、整備士、オペレーター手当など）、精皆勤手当、食事手当、物価手当、別居手当、特殊作業手当、交替勤務手当、その他上記の*1~3の各項目のいずれにも該当しない賃金を一括して記入して下さい。なお深夜手当は所定時間内のものでもここには入れないで下さい。

※3 所定労働時間外賃金

早出、残業手当、休日出勤手当、呼出手当、当宿直手当、日直手当、深夜手当などをまとめて記入して下さい。

※4 付帯事項

所定内時間、所定外時間については、賃金総額に対する**月間実労働時間数**を記入して下さい。

<その他> ご回答内容は部外秘とし、調査結果の発表にあたって会社名・内容は一切公表いたしません。

記入が難しい場合は、その理由を簡単に記入し、ご返送下さいますようお願いいたします。

<提出方法> 調査票はFAXまたはメールでお送り下さい。

FAX (086) 233-6510

E-mail chingin@okayama-keikyo.jp

※調査票は当協会ホームページ (<https://www.okayama-keikyo.jp/>) よりダウンロード出来ます。トップページ内のお知らせ一覧をご覧ください。

<お問合せ> 岡山県経営者協会

TEL (086) 225-3988

〒700-0985 岡山市北区厚生町 3-1-15

E-mail chingin@okayama-keikyo.jp

お手数ですが、担当者の方にお渡しいただき、ご回答を下さいますようご協力をお願いいたします。